

# 岐阜県公報

第二千五百十九号  
平成二十六年二月七日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

有害興行の指定  
道路の区域変更  
岐阜県告示第二十五号  
岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。  
平成二十六年二月七日  
岐阜県知事 古田 肇

### 公示

指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 五四  
 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 五四  
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 五四  
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 五五  
 県営土地改良事業計画の決定 (農地整備課) 五六  
 県営土地改良事業の変更計画の決定 (同) 五六  
 公共測量の実施 (用地課) 五六  
 土地改良区役員の退任 (下呂農林事務所) 五七  
 指定自立支援医療機関の指定 (身体障害者更生相談所) 五七  
 指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 五八  
 指定自立支援医療機関の指定辞退 (同) 五八  
 落札者等に関する公示 (会計課) 五八  
 解除予定保安林とする旨の通知中訂正 (治山課) 五九

### 正誤

(治山課) 五九

## 告示

岐阜県告示第二十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。  
平成二十六年二月七日  
岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種別	題名	所在地	開催会社名
映画	ウルフ・オブ・ウォールストリート (原題) The Wolf of Wall Street	岐阜県	パラスエンターテインメント チャーム

### 2 指定年月日

平成26年2月7日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
金関山線	加茂郡吉加町大平賀字町屋一六番二地先から同郡同町同二地先まで	別前	ル(メイト)	二〇・二(二四・一)	二〇・七〇	
		後	ル(メイト)	二〇・八(二四・一)	二〇・七〇	

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの  
（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年指月日
みのかも西クリニック	美濃加茂市西町五丁目三三七の一	内科・老年	精神通院	平成二六・二・一

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一〇三七	精神通院	平成二六・二・一
しよつなん調剤薬局大野店	揖斐郡大野町大字黒野字若宮裏七三八の九	精神通院	平成二六・二・一
トーカイ薬局 瑞浪一色店	瑞浪市一色町一丁目五七番地一階	精神通院	平成二六・二・一
クスリのアオキ中野薬局	大垣市中野町三丁目三六番地	精神通院	平成二六・二・一
調剤薬局 羽島	羽島市竹鼻町狐穴三三三の一	精神通院	平成二六・二・一
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五の四	精神通院	平成二六・二・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの  
（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
貴船薬局 柳津店	岐阜市柳津町蓮池二の二三の二	精神通院	平成二六・二・一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社しまむら

三 建物の名称及び所在地

可児ファッションモール

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ヒマラヤ可児店

(変更後) 可児ファッションモール

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

(変更後) 株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年一月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社しまむら

三 建物の名称及び所在地

可児ファッションモール

可児市今渡字池下一一七八番一 外

四 変更しようとする事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 三四・四平方メートル

(変更後) 二五平方メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前九時～午後八時

(変更後) 午前六時～午後十時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年二月七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
(仮称) パロー下石店  
土岐市下石町字西山三〇四番八九 外
- 二 意見の概要  
意見なし(届出事項 新設)

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
恵那地区	恵那市役所 中津川市役所	平成二六・二・一七から 三・一〇まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
八幡地区	郡上市役所	平成二六・二・一七から 三・一〇まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
岐阜県地方務局
- 二 作業種類  
公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)
- 三 作業期間  
平成二十六年一月二十五日から  
平成二十六年二月二十八日まで
- 四 作業地域  
多治見市金岡町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び住吉町一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、七丁目並びに上野町五丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
岐阜県
- 二 作業種類  
公共測量(航空写真撮影)

三 作業期間

平成二十六年一月二十四日から  
同 年三月二十日まで

四 作業地域

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡岐南町及び笠松町並びに本巣郡北方町

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	年月日	退任氏名	住 所
土 地 改 良 区			
萩原小坂連合土地改良区	平成二六・二	理事 齊藤恭平	下呂市萩原町宮田 六三二番地

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの  
（病院又は診療所）

名称	所在地	診療科目	担当しよつとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日
道しるべ	瑞浪市一色町一	内科	自立支援医療を担当する診療科名	担当しよつとする医療の種類	平成二六・二・一
		腎臓			
		更生			

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
バイパス調剤薬局	大垣市中野町五四二一	育成・更生	平成二六・二・一
ファースト調剤薬局いび池野店	揖斐郡池田町池野三〇〇二	同	同
にんじん薬局	美濃加茂市西町五三三七二	同	同
ピノキオ薬局三津屋店	大垣市三津屋町五一五	同	同
さかえ調剤薬局	本巣郡北方町栄町一三七	同	同
しよつなん調剤薬局大野店	揖斐郡大野町大字黒野字若宮裏七三八九	同	同
トーカイ薬局瑞浪一色店	瑞浪市一色町一五七土屋ビル一階	同	同
いずみ調剤薬局	美濃市極楽寺五四	同	同
じゃいけ薬局	海津市平田町蛇池字屋敷中一四五二	同	同
たんぼば薬局羽島店	羽島市新生町三二六四四	同	同

(訪問看護事業者等)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日
アストレ訪問看護ステーション 各務原	各務原市鷺沼東町六七六一 ハイシンフォニー二〇二二	育成・更生	平成二六・二・一
訪問看護ステーション 陶の里	多治見市大畑町西仲根三二二五	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
アピス薬局大垣店	大垣市禾森五 五〇	育成・更生	平成二六・一
アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一一	同	同

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	辞退年月日
よろぎ矯正歯科クリニック	大垣市林町一〇一三〇九	矯正歯科	歯科矯正	育成・更生	平成二六・二・九

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

調達物品の名称及び数量 調査情報管理検索システムの調達及び保守管理業務一式

- 1 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 2 入札公告を行った日 平成25年10月17日
- 3 落札者を決定した日 平成25年11月28日
- 4 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 株式会社NSD名古屋支社 産業事業本部産業第二事業部長 穴井 明彦
- 5 落札金額 15,154,435円
- 6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課 (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年二月七日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（バリス式412EP型）の定期整備、定期耐空検査及び3,000時間 / 5年点検業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令(平成7年政令第372号)第10条第1項該当

4 契約の相手方を決定した日 平成25年12月20日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市長住町九丁目11番地

中日本航空株式会社岐阜支店

支店長 北川 映

6 契約金額 28,245,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年十一月二十二日第二千四百九十九号 解除予定保安林とする旨の通知

(岐阜県告示第五百二十八号)七五五頁下段後から八行目中

「 道路用地とするため

「 道路用地とするため

は、 (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び坂祝町役場に備

て縦覧に供する。)

え置きの誤り。

」

平成二十六年二月七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社